

大津草津線(におの浜三丁目)自転車転倒事故損害賠償請求事件の判決について

1. 判決日時、場所

日時 平成25年12月9日(月)
場所 大阪地方裁判所

2. 当事者

原告：大阪府在住の男性
被告：滋賀県(代表者知事 嘉田 由紀子)

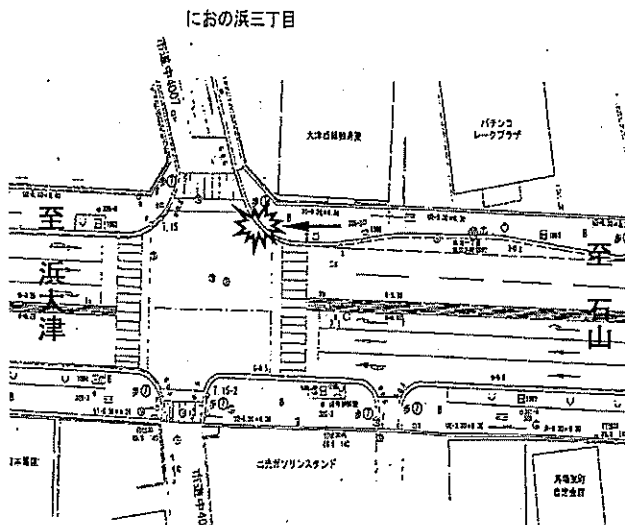
3. 判決結果(主文)

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

※事件の概要

平成24年1月5日午後5時30分頃、当事者が本件道路の自転車歩行者道(琵琶湖側)を走行中に、におの浜三丁目交差点の巻き込み部の縁石に衝突、転倒し鎖骨骨折を負うとともに、自転車を損傷した。

当事者は、衝突した縁石について、道路管理者が何ら気づかせる措置をとらず、配置(設置)上の瑕疵があるとして、金8,480,031円と年5分の割合による金員を支払え等の損害賠償請求を訴えた。



平面図



事故現場の状況